

特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業モニタリング業務委託 募集要項

1 趣旨

千葉市（以下「本市」という。）は「特別史跡加曽利貝塚新博物館基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、新博物館の整備・運営にかかる事業（以下「本事業」という。）を、D B O方式により実施する。

本事業を適正かつ確実に推進するため、本事業を受注した者（以下、「D B O事業者」という。）が行う基本設計・実施設計・施工・工事監理に関して、本市が行う業務への支援を実施するモニタリング業務（以下「本業務」という。）を委託する。

本業務の委託業者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により募集する。

2 業務概要

（1）委託名

特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業モニタリング業務委託

（2）委託内容

「特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業モニタリング業務委託仕様書」
のとおり

（3）委託期間

契約締結日の翌日から令和12年9月30日まで

（4）委託限度額

176,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（5）担当課

千葉市教育委員会事務局生涯学習部文化財課新博物館整備室

電話：043-245-5949

メール：shinhakubutsukan.edl@city.chiba.lg.jp

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす単体企業とする。

（1）令和6・7年度千葉市測量等入札参加資格者名簿に登録されている者。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。

イ 応募申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で

- 同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者。
- オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（令和2年12月25日施行）に基づく指名停止措置等業務提案書の提出の日から受注者の決定の日までの間に受けている者。
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者。
- キ 千葉市に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者。
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者。
- (3) 博物館（延床面積2,000m²以上の博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める登録を受けた「博物館」、同法第31条に規定する「博物館に相当する施設」などの展示施設を含む建築物に限る。）の新築、増築、改築工事に伴って行われた設計段階（基本設計又は実施設計）又は工事段階におけるコンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）を行った実績があること（平成28年4月から令和8年3月末までに完了しているもの、若しくは完了見込であるものを対象とする。）。
- (4) DBO事業者でない者、又はDBO事業者と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。また、DBO事業者から業務を受託又は請け負っていない者、若しくはDBO事業者の協力企業又は下請業者から業務を受託又は請け負っていない者であること。なお、DBO事業者とは、以下の企業である。
- 代表企業 前田建設工業株式会社 千葉営業所
- 構成員 株式会社久米設計
株式会社トータルメディア開発研究所
アクティオ株式会社
株式会社東急コミュニケーションズ
株式会社市原組
- ※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。
- ※本委託に係る契約を締結した後、本委託の実施に関して参加者から業務を受託することを予定している者は協力企業とする（参加者から直接、業務を受託することを予定している者に加え、協力企業から業務を受託することを予定している者を含む）。協力企業は参加者ではないが、DBO事業者である者、又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、本委託の協力企業になることはできない。

- (5) 参加資格審査結果通知日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなつた場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

4 再委託及び協力企業

- (1) 本業務の全部または主要な部分を再委託してはならない。
- (2) 外部に協力企業（主要な業務以外を受託する者）を置くことができるが、参加者が他の参加者の関係企業となることは出来ない。
- (3) 協力企業は3 参加資格要件 (1) (2) (4) の条件を満たすこと。

5 主任技術者等の資格及び実績要件

本委託業務の遂行にあたっては、次に示す資格及び実績を有する主任技術者等を適切に配置した業務実施体制を構築すること。なお、技術者は受注者に所属するものに限りこととし、担当技術者は1名で各分野の担当技術者を複数兼務することは認めない。

- (1) 主任技術者（業務の技術上の管理を行う者）

CCM J（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー）及び一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務に携わった実績があること。

- (2) CM業務を担当する各分野の担当技術者

ア 建築（総合）

CCM J又は一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務に携わった実績があること。

イ 建築（構造）

構造設計一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（構造に係るものに限る。）に携わった実績があること。

ウ 電気設備

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（電気設備に係るものに限る。）に携わった実績があること。

エ 機械設備（給排水衛生・空調換気・昇降機）

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（機械設備に係るものに限る。）に携わった実績があること。

オ 建設コスト管理

建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（建設コスト管理に係るものに限る。）に携わった実績があること。

カ 工事施工計画

一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（施工計画に係るものに限る。）に携わった実績があること。

※「同種業務」とは、延床面積2,000m²以上の博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める登録を受けた「博物館」、同法第31条に規定する「博物館に相当する施設」などの展示施設の新築又は増築（増築にあっては増築部分の面積が2,000m²以上であること）に係る基本設計段階、実施設計段階又は工事段階のCM業務のうち、平成28年4月から令和8年3月末までに完了しているもの、若しくは完了見込であるものを対象とする。

※「類似業務」とは、新築又は増築の工事に伴って行われた基本設計段階、実施設計段階又は工事段階のCM業務のうち、平成28年4月から令和8年3月末までに完了しているもの、若しくは完了見込であるものを対象とする。

6 参加申込

（1）業務提案参加申込書の提出

このプロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

ア 提出書類

①	業務提案参加申込書	様式第1号
②	誓約書	様式第2-1号
③	資本関係又は人的関係に関する誓約書	様式第2-2号
④	会社概要	様式第3号
⑤	同種の業務実績 ・コンストラクション・マネジメント業務の履行実績 (3(3)を満たす実績)	様式第4号
⑥	⑤に掲げる業務実績を証明する書類（契約書及び仕様書の写し、その他履行実績を証する資料の写し等）	任意様式 A4判※

※1ページに2ページ分印刷や両面印刷も可。

イ 提出期間及び時間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月10日（火）まで

受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く）

ウ 提出部数

各1部

エ 提出方法および提出先

持参又は郵送（書留郵便）とする（郵送の場合、令和8年2月10日必着）。

〒260-0026

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所7階

千葉市 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財課 新博物館整備室

7 参加申請に係る質問の受付及び回答

資格要件および参加申込の内容に関する疑義については、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

質問書（様式第5号）

(2) 受付期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月5日（木）まで

(3) 提出方法

電子メールにて下記アドレスに送信のうえ、着信確認の電話連絡を行うこと。また、電子メールの件名は、「モニタリング業務委託に関する質問（業者名を記載）」とすること。

提出先メールアドレス：shinhakubutsukan.EDL@city.chiba.lg.jp

着信確認電話：043-245-5949

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年2月9日（月）（予定）に千葉市ホームページに掲載する。

8 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果は令和8年2月13日（金）（予定）に業務提案参加申込書に記載の連絡先メールアドレスに通知する。

9 業務提案書等の提出

上記7の参加資格審査結果を受けたものは、以下の要領で業務提案書を作成し、提出すること。

(1) 業務提案書の構成

①	業務提案書表紙	様式第6号
②	業務提案書（業務全般）	
③	業務提案書（実施体制）※協力企業含む	任意様式
④	業務提案書（配置予定技術者の経歴、業務実績）	A4判片面
⑤	業務提案書（工程計画）	5枚以内
⑥	業務提案書（取組方針）	

(2) 業務提案書以外の構成

①	業務実施体制	様式第7号
②	配置予定主任技術者の経歴、業務実績	様式第8号
③	配置予定担当技術者の経歴、業務実績	様式第9号
④	協力企業概要（協力企業を活用する場合のみ）	様式第10号
⑤	②及び③に掲げる保有資格、業務実績を証明する書類（資格者証の写し、その他業務実績を証する資料の写し等）	任意様式 A4判※
⑥	見積書 ※内訳書を添付すること	様式第11号

※1ページに2ページ分印刷や両面印刷も可。

(3) 業務提案の内容

上記（1）②～⑥「業務提案」は以下の点に留意すること。

- ア 博物館（公開承認施設）の特性を踏まえ、市の要求水準を遵守した博物館の整備を推進するための手法（選定評価基準 項目1 業務全般）
- イ 令和12年度の開館を確実に実現するための事業の各段階における工程管理の手法（選定評価基準 項目3 工程計画）
- ウ 物価高騰などの事業費増大リスクを防止しつつ、高い品質の博物館を実現するための手法（選定評価基準 項目4 取組方針）

(4) 提出期間

令和8年2月13日（金）から令和8年3月5日（木）まで（土日、祝日除く）
受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く）

(5) 提出部数

- ア 業務提案書 正本1部 副本6部（副本は審査用）
- イ 業務提案書以外 正本1部（アの正本とまとめて綴じること。）
- ウ 電子データを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R） 正本1部

(6) 提出方法および提出先

持参又は郵送（書留郵便）とする。（郵送の場合は、令和8年3月5日必着）

〒260-0026

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所7階

千葉市 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財課 新博物館整備室

(7) 留意事項

- ア 業務提案書の提出後、業務提案書に係る個別事項に疑義がある場合は、事務局から質問することがある。
- イ 提出書類について、この募集要項に示された条件に適合しない場合、業務提案書を無効とすることがある。
- ウ 提出書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- エ 業務提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- オ 業務提案書は、1者1案で提出すること。
- カ 業務提案書の副本は社名等の参加者が特定できる文言やロゴ等を入れないこと。特定できる文書やロゴ等がある場合は黒塗りとすること。

10 業務提案書に係る質問の受付及び回答

業務提案書の作成・提出に関する疑義については、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

質問書（様式第5号）

(2) 受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月20日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

電子メールにて下記アドレスに送信のうえ、着信確認の電話連絡を行うこと。また、電子メールの件名は、「モニタリング業務委託に関する質問（業者名を記載）」とすること。

提出先メールアドレス：shinhakubutsukan.EDL@city.chiba.lg.jp

着信確認電話：043-245-5949

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年2月25日（水）（予定）に千葉市ホームページに掲載する。

11 プレゼンテーションの方法及び内容

(1) 実施日

令和8年3月13日（金）午前（後日時間等の詳細を指定する。）

(2) 実施方法

業務提案書の受付後、下記のとおり対面式によりプレゼンテーションを実施する。

(3) 実施手順

プレゼンテーションは15分間以内とし、プレゼンテーション終了後、質疑応答時間を設ける。ただし、参加申込者数によって変更することがある。なお、提出書類以外を用いた説明は禁止とする。

(4) 出席者

配置予定主任技術者を含む4名以内とする。

(5) プレゼンテーションにおける留意事項

ア プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、その他必要な機器は参加者が用意すること。

イ Microsoft Power Point2019での閲覧が可能なデータ形式であること。

12 委託契約予定者の選定

(1) 選定趣旨

業務提案内容を総合的に採点し、最も点数の高かった者を選定し、委託契約予定者として決定する。

(2) 選定方法

ア 本市の府内選定委員会による審査とする。

イ 選定基準

・各委員が別紙の選定評価基準に基づき、提出された全ての業務提案書について5段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（100点満点）

をその提案者の得点とする。

- ・参加申込者が1者のみの場合も、選定を実施する。
- ・委員全員の合計点が最も高い提案を委託契約予定者とする。なお、最高得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて業務提案書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- オ 審査の公平を害する行為があった場合
- カ その他、業務提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採用、不採用にかかわらず、業務提案書のプレゼンテーションの実施後、速やかに電子メールにより通知する。また、第1位の提案者については企業名・点数を、第1位の提案者以外の参加者については点数のみを、本市ホームページに掲載するものとする。

なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めない。

13 契約方法

- (1) 第1位の提案者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- (3) 第1位の提案者が、事前に定めた最低評価基準点を下回る場合は、随意契約の対象としない。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合は、免除とする。

14 実施スケジュール

(1) 募集要項の公表	令和8年2月3日（火）
(2) 業務提案参加申込書受付期間	令和8年2月3日（火）から 令和8年2月10日（火）まで
(3) 参加申請に係る質問書の受付	令和8年2月3日（火）から 令和8年2月5日（木）まで
(4) 質問書の回答	令和8年2月9日（月）（予定）
(5) 参加資格審査結果通知	令和8年2月13日（金）（予定）
(6) 業務提案書受付期間	令和8年2月13日（金）から 令和8年3月5日（木）（予定）まで
(7) 業務提案書に係る質問書の受付	令和8年2月13日（金）から 令和8年2月20日（金）（予定）まで
(8) 質問書の回答	令和8年2月25日（水）（予定）
(9) 業務提案書のプレゼンテーション	令和8年3月13日（金）午前（予定）
(10) 選定結果の通知	（9）終了後、速やかに通知する
(11) 契約締結等の協議及び見積り依頼	（10）通知日から 令和8年3月31日（火）まで（予定）
(12) 契約締結	令和8年4月1日（水）（予定）

15 その他留意事項

- (1) 業務提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された業務提案書、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された業務提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類や選定結果（不採用となった者の名称、審査結果を含む）は、第三者から
公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）
の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他
正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、本業務の契約締結までは、同条例第7条第1項第3号の規定に基づき、開示
の対象としない。
- (5) 当該事業に係る令和8年度予算が議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止
する。なお、このことにより参加者が損害を生じた場合においても、市は一切その賠償
の責に任じない。
- (6) 本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反
映した契約金額の変更）を適用する契約である。詳細は別紙を参照すること。

(別紙)

プロポーザル参加にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

賃金水準に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

※詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

変更契約にあたっては、発注者と受注者で変更金額等について協議を行います。スライド額協議請求書を、委託開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月）経過した後に提出してください。